

なら食と農の魅力創造国際大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十四号

なら食と農の魅力創造国際大学校条例の一部を改正する条例

なら食と農の魅力創造国際大学校条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

3 大学校に、大学校の有する教育機能の向上、食と農を通じた交流の促進及び地域の活性化に寄与するため、なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス（以下「セミナーハウス」という。）を設置する。

第九条第一項中「別表」を「別表第一又はセミナーハウスの別表第二」に改め、同条第二項第三号及び第五号中「実践オーベルジュ棟」の下に「又はセミナーハウス」を加える。

第十一条第一項中「実践オーベルジュ棟」の下に「又はセミナーハウス」を加える。
第十二条第一項中「別表」を「実践オーベルジュ棟にあつては別表第一に、セミナーハウスにあつては別表第二」に改める。

第十三条第一項、第二項及び第三項第一号、第十四条並びに第十五条第一項第三号から第五号までの規定中「実践オーベルジュ棟」の下に「又はセミナーハウス」を加える。
第十六条第一項中「実践オーベルジュ棟」の下に「又はセミナーハウス」を加え、同条第二項中「別表」を「実践オーベルジュ棟にあつては別表第一に、セミナーハウスにあつては別表第二」に改める。

別表の一中「施設」を「実践オーベルジュ棟の施設」に改め、同表の二中「設備等」を「実践オーベルジュ棟の設備等」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第九条、第十二条、第十六条関係）

- 一 セミナーハウスの施設及びその使用料

施設	使用料

2 セミナールーム					1 セミナールーム				
午前（午前九時から正午まで）	午後（午後一時から午後五時まで）	午前・午後（午前九時から午後五時まで）	夜間（午後六時から午後九時まで）	午後・夜間（午後一時から午後九時まで）	午前（午前九時から正午まで）	午後（午後一時から午後五時まで）	午前・午後（午前九時から午後五時まで）	夜間（午後六時から午後九時まで）	午後・夜間（午後一時から午後九時まで）
四、五〇〇円	六、〇〇〇円	一〇、四〇〇円	五、八〇〇円	一一、五〇〇円	二、二〇〇円	二、九〇〇円	五、〇〇〇円	二、八〇〇円	五、五〇〇円

宿 泊 室			調 理 実 習 室							
ツインルーム		シングルルーム								
その他の者が使用する場合	一室一泊	一室一月	一室一泊	全日（午前九時から午後九時まで）	午後・夜間（午後一時から午後九時まで）	夜間（午後六時から午後九時まで）	午前・午後（午前九時から午後五時まで）	午後（午後一時から午後五時まで）	午前（午前九時から正午まで）	全日（午前九時から午後九時まで）
	一室一泊	一室一月		一室一泊	全日（午前九時から午後九時まで）	午後・夜間（午後一時から午後九時まで）	夜間（午後六時から午後九時まで）	午前・午後（午前九時から午後五時まで）	午後（午後一時から午後五時まで）	午前（午前九時から正午まで）
	五、一〇〇円	二五、八〇〇円	一九、六〇〇円	九、二〇〇円	七、一〇〇円	三、六〇〇円	六、四〇〇円	三、七〇〇円	二、八〇〇円	七、一〇〇円

二 セミナーハウスの設備等及びその使用料

規則で定める設備等について当該規則で定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後のなら食と農の魅力創造国際大学校条例（以下「新条例」という。）第十三条第一項の規定による指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条の規定の例により行うことができる。

3 前項の規定により指定を受けた者は、施行日前においても、新条例第十五条第一項に規定する業務の開始に必要な準備行為を行うことができる。

(施行日以後の利用料金の額の定め)

4 施行日以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。